

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚 橋 祐 治

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月24日（火曜日）までに到着するよう折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
東京ステーションコンファレンス 「サピアホール」
(サピアタワー5階)
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、ご来場下さい。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第38期^{〔自 平成19年4月1日〕}_{〔至 平成20年3月31日〕}事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期^{〔自 平成19年4月1日〕}_{〔至 平成20年3月31日〕}計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款中一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.japex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔自 平成19年4月1日〕
〔至 平成20年3月31日〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の拡大が継続し、景気は引続き緩やかに回復基調を続けましたが、個人消費は伸び悩み、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速等の影響により、景気の下振れリスクも高まりつつあります。

原油C I F価格は、年度初めの1バレル60ドルを下回る水準から上昇し、世界的な原油需要の拡大等を背景に、年度末時点で1バレル90ドルを超える高値水準となりました。

為替相場は、年度初めの1ドル120円前後から3月には1ドル100円を下回る水準にまで円高が進みましたが、原油C I F価格の上昇が大きく寄与し、当社グループの原油価格は、前連結会計年度に比べ上昇しました。

一方、天然ガスについては、原油価格の上昇に伴う石油製品等の価格上昇によって、競合エネルギーとの相対的な競争力は増しているものの、規制緩和の進展による業種を超えた参入の動きは加速していることから、市場環境は当社グループにとって引続き厳しい状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは、低廉かつ安全なエネルギーの長期安定供給を目指して、生産、輸送の安全操業に努めるほか、国内外における効率的な探鉱開発に全力を注いでまいりました。

まず、天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組み、拡大を続けております。

一方、パイプライン沿線以外の地域に対する天然ガスの供給については、液化天然ガス(LNG)としてタンクローリー輸送及び鉄道を利用したタンクコンテナ輸送により、新規顧客の獲得に努めております。北海道における勇払LNGプラントからの供給についても順調に販売を続けております。

次に、探鉱開発の状況については、国内の探鉱作業として、新潟県岩船沖及び北蒲原地域(新潟市)で各1坑の試掘を終了し、引続き聖籠沖にて1坑の試掘を実施しております。このうち岩船沖での1坑で成功を収めております。

一方、海外の探鉱開発については、インドネシアのブトン島陸海域において、(株)ジャベックスブトンが探鉱作業開始に向けた準備を進めております。また、スマトラ島北部陸上においては、(株)ジャベックスBlock Aが、ガス田の開発作業開始に向けた準備を進めております。

フィリピンにおいては、(株)ジャベックスフィリピンがセブ島沖にて試掘作業を実施いたしました。

リビアにおいては、前連結会計年度に引続き、(株)ジャベックスリビアが2つの鉱区において地震探鉱作業を実施いたしました。

イラクにおいては、前連結会計年度に引続き、イラク石油省との間で油田に関する共同スタディー及び技術協力等を実施いたしました。

海外の生産中の主要プロジェクト会社の状況については、まず、中国の南海珠江口沖では、新南海石油開発(株)が原油の生産を継続しております。

カナダのアルバータ州では、カナダオイルサンド(株)が、水平坑井を利用したビチューメンの生産を継続しております。

インドネシアのジャワ島東部海域では、カンゲアン鉱区において、エネルギー メガ プラタマ社が開発作業を行うとともに、原油、ガスの生産を行っております。

また、同じくカリマンタン島東部で(株)ユニバースガスアンドオイルが原油、ガスの生産を続けております。

当連結会計年度の業績については、当社が14.5%出資しているサハリン石油ガス開発(株)からの買入原油販売や天然ガス販売の数量が増加したこと及び原油価格の上昇等により、原油・天然ガス事業部門の売上高は前連結会計年度比約24.7%増の1,876億6千万円となりました。

これに、請負事業部門及びその他事業部門を加えた売上高は、前連結会計年度比約22.1%増の2,076億3千8百万円となりました。

(百万円)

	平成18年度 第37期	平成19年度 第38期	増 減 (%)
(石油・天然ガス関連事業)			
1) 原油・天然ガス事業部門	150,538	187,660	37,122 (24.7)
①原油	84,931	117,923	32,991 (38.8)
②天然ガス	44,949	48,982	4,033 (9.0)
③液化天然ガス	10,879	10,285	－ 593 (－ 5.5)
④ピチューメン	9,777	10,468	690 (7.1)
2) 請負事業部門	5,383	5,395	11 (0.2)
3) その他事業部門	14,096	14,582	486 (3.5)
〔連結売上高〕	170,018	207,638	37,620 (22.1)

前記のとおり売上高は増加したものの、新南海石油開発(株)の海上出荷設備の定期修理や、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の早期適用による評価損の計上等により売上原価が増加したため、売上総利益は前連結会計年度比約2.9%減の639億5千5百万円となりました。

また、リビア、カナダ及びフィリピンでの探鉱活動による探鉱費の増加や、白石・郡山間ガスパイプラインの償却開始等による販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益は前連結会計年度比約34.0%減の196億2千5百万円となりました。

経常利益は、前連結会計年度に比べ為替差益が差損に転じたこと及び有価証券評価損等により営業外費用が増加したものの、持分法投資利益や受取配当金等の営業外収益の増加が上回った結果、営業利益よりも減益幅を縮めて、前連結会計年度比約21.5%減の272億4千7百万円となりました。

この結果、当期純利益は、前連結会計年度比約4.2%減の200億9千7百万円となりました。

以下、当連結会計年度における概況につき、項目別にご報告いたします。

国内の石油・天然ガス探鉱開発の状況

北海道、秋田県及び新潟県において地下の深部情報を得るべく物理探鉱を実施するとともに、既発見地域の周辺で試掘を実施する等、埋蔵量の確保、増大に全力を注いできました。試掘作業の状況は次のとおりです。

〔試掘作業の状況〕

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
新潟県 岩船沖海域	岩船沖南西 MS-1	試掘井	H19. 1～H19. 6	成功
〃 聖籠沖海域	聖籠沖 MS-1	〃	H20. 3～(作業中)	
〃 新潟市	北葛塚 MTTs-1	〃	H19. 11～H20. 2	廃坑

(注) 聖籠沖MS-1につきましては、平成20年4月に廃坑いたしました。

海外事業の状況

当連結会計年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの事業状況は次のとおりです。

対象国(地域)	会社名	事業状況
インドネシア (カリマンタン島東部)	㈱ユニバースガスアンドオイル	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づくBP社及びENI社他との共同探鉱開発事業。既存油、ガス田より生産中。 事業権益比率 4.375% 年間生産量(権益相当分) 原油 905,006kℓ (39,594kℓ) ガス 5,326百万m³ (233百万m³) (平成19年1月～12月実績)
(スマトラ島北部)	㈱ジャベックスBlock A	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく、メドコ社(インドネシア)及びプレミア社(英国)との共同探鉱開発事業。ガス田開発開始に向けた準備作業。 事業権益比率 16.7%
(ブトン島)	㈱ジャベックスブトン	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく、プレミア社及びクフベック社(クウェート)との共同探鉱開発事業。探鉱作業開始に向けた準備作業。 事業権益比率 40%
(ジャワ島東部海域)	Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社) (平成19年5月16日株式取得)	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく開発事業。 事業権益比率 100% 年間生産量 原油 77,175kℓ ガス 427百万m³ (平成19年1月～12月実績)
マレーシア (サラワク沖)	JAPEX (U. S.) Corp. (ジャベックス・ユーエス社)	<ul style="list-style-type: none"> マレーシア LNG III プロジェクトへの出融資。
フィリピン (セブ島沖)	㈱ジャベックスフィリピン	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づくクフベック社との共同探鉱開発事業。試掘井1坑掘削。 事業権益比率 65%

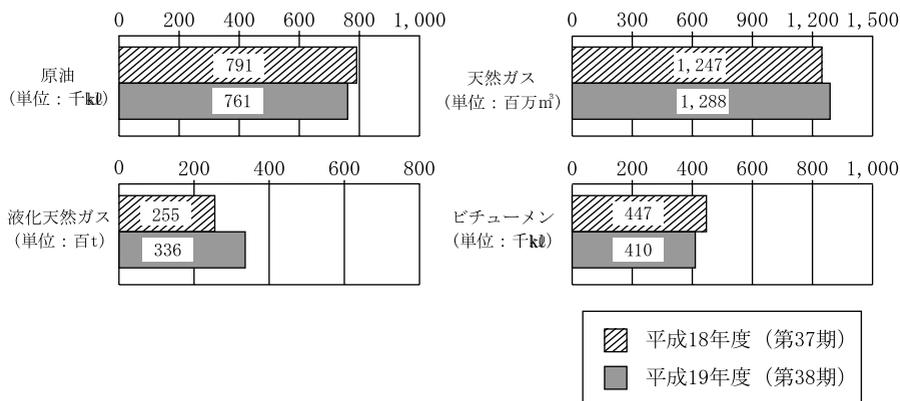
対象国（地域）	会社名	事業状況
中国 (南海珠江口沖)	新南海石油開発(株)	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業。陸豊13-1油田より生産中。 (他日本2社と共同オペレーター) 事業権益比率 30% 年間生産量 (権益相当分) 原油 498,584kℓ (149,575kℓ) (平成19年1月～12月実績)
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発(株)	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。第1期開発作業中。 事業権益比率 30% 年間生産量 (権益相当分) 原油 13,537,695kℓ (4,061,309kℓ) ガス 1,798百万m³ (539百万m³) (平成19年1月～12月実績)
カナダ (アルバータ州)	カナダオイルサンド(株)	<ul style="list-style-type: none"> 鉱区リース契約に基づくオイルサンド探鉱開発事業。ピチューメンを生産。計17ベアより生産中。 地質評価作業を実施。 事業権益比率 100% (生産中の鉱区分) 年間生産量 ピチューメン 410,363kℓ (平成19年1月～12月実績)
イラン (イラン海上)	J J I S & N B . V . (ジェージュエーアイ エスアンドエヌ社)	<ul style="list-style-type: none"> パイバック契約に基づくシェル社他との共同開発事業。Soroosh油田 & Nowrooz油田より生産中。 事業権益比率 20%
リビア (リビア陸上及び海上)	(株)ジャベックスリビア	<ul style="list-style-type: none"> 2鉱区における生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。1鉱区は単独、他鉱区は新日本石油開発(株)及び三菱商事(株)との共同探鉱開発事業。 2鉱区において地震探鉱作業を実施。 事業権益比率 100% (176-4鉱区) 42% (40-3/4鉱区)

(注) (株)ジャベックスフィリピンについては、探鉱作業の結果、所期の成果を得られず、プロジェクトの終結を決定いたしました。

原油、天然ガスの生産の状況

当連結会計年度における原油、天然ガスの生産の状況（数量）は次のとおりです。

[当社グループの生産数量]



製品名	平成18年度 第37期	平成19年度 第38期	増減 (%)
原油 [kℓ]	791,517	761,636	-29,880 (-3.8)
天然ガス [千m ³]	1,247,087	1,288,606	41,519 (3.3)
液化天然ガス [t]	25,584	33,610	8,025 (31.4)
ビチューメン [kℓ]	447,430	410,363	-37,067 (-8.3)

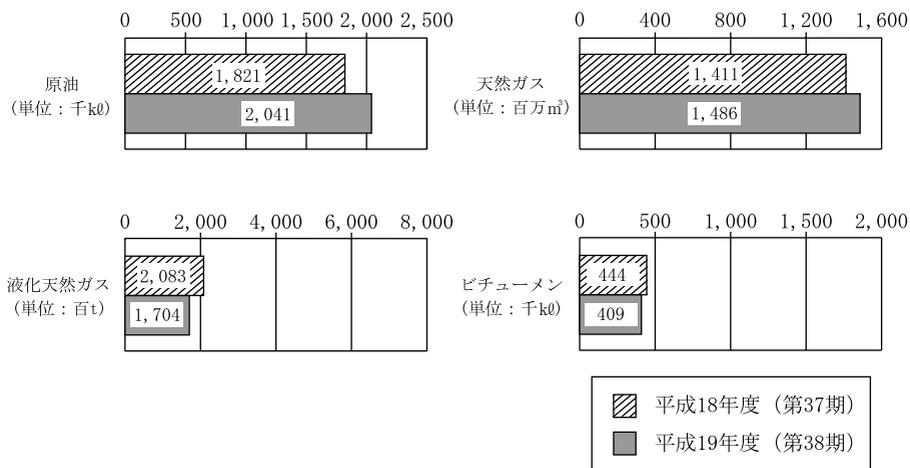
(注) 天然ガス生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、陸豊13-1油田（新南海石油開発㈱ 中国南海珠江口沖）等です。

原油、天然ガスの販売の状況

当連結会計年度における原油、天然ガスの販売の状況（数量）は次のとおりです。

〔当社グループの販売数量〕



製品名	平成18年度 第37期	平成19年度 第38期	増減 (%)
原油 [kℓ]	1,821,618	2,041,192	219,573 (12.1)
天然ガス [千m ³]	1,411,309	1,486,910	75,600 (5.4)
液化天然ガス [t]	208,384	170,453	-37,931 (-18.2)
ビチューメン [kℓ]	444,985	409,743	-35,242 (-7.9)

(注) 上記の数量には商品売上の数量が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は417億円（前期317億円）であり、主なものは、勇払油ガス田生産施設増強工事及びLNG液化・貯蔵設備、並びに採掘井の掘削作業及び生産施設工事等です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中、インドネシア カングアン鉱区開発資金宛に69億円の長期借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成19年3月、当社と三菱商事(株)はインドネシア ジャワ島東部海域のカングアン鉱区の権益を取得するため、インドネシア大手石油会社エネルギー メガ プルサダ社（EMP T b k）との間に同社の100%子会社であるエネルギー メガ プラタマ社（EMP I）の株式引受契約を締結いたしました。

EMP Iはカングアン鉱区権益の60%及び40%をそれぞれ所有するEMPカンゲアン社（現カンゲアン エナジー インドネシア社）及びEMPエクスプロレーション カングアン社の各々100%の株式を保有しております。

当社はこれらEMP T b kと合意したスキームに基づき、平成19年5月にEMP Iの新株を取得し、当社出資比率は25%となり、同社は当社の持分法適用関連会社となっております。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円] (※を除く)

区 分	平成16年度 第35期	平成17年度 第36期	平成18年度 第37期	平成19年度 第38期
売 上 高	103,150	138,796	170,018	207,638
経 常 利 益	19,001	31,190	34,705	27,247
当 期 純 利 益	13,234	20,216	20,982	20,097
1株当たり当期純利益(※)	230円05銭	352円11銭	367円12銭	351円65銭
総 資 産	393,733	532,516	578,059	620,946
純 資 産	293,152	386,222	418,929	448,226
1株当たり純資産額(※)	5,127円67銭	6,756円00銭	7,185円80銭	7,696円00銭

(注) 第37期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
白 根 瓦 斯 株	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市における ガスの製造、供給及び販売
株 ジャペックスリビア	2,700	100.0	石油資源の探鉱開発 (リビア陸上及び海上)
株 ジャペックスフィリピン	2,500	100.0	石油資源の探鉱開発 (フィリピン共和国セブ島沖)
株 地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱 技術開発
株 ジャペックスBlock A	1,155	100.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国スマトラ島北部陸上)
株 物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキング 作業請負
株 ジャペックスブトン	305	100.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国ブトン島陸海域)
エスケイエンジニアリング株	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング 業務請負
秋田県天然瓦斯輸送株	250	100.0	秋田県におけるパイプライン による天然ガス輸送
エ ス ケ イ 産 業 株	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不動産管 理、保険及び旅行代理店
株 ジャペックスパイプライン	80	100.0	パイプラインの保守、管理
北 日 本 オ イ ル 株	80	100.0	原油の精製加工及び販売、廃 油の再生処理
J A P E X (U . S .) C o r p . (ジャペックス・ユーエス社)	(千米ドル) 68,000	100.0	マレーシア LNG III プロジェ クトへの出融資
北 日 本 防 災 警 備 株	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
カナダオイルサンド株	1,682	86.6	オイルサンドの探鉱開発、生産 (カナダアルバータ州)
新 南 海 石 油 開 発 株	400	82.0	石油資源の探鉱開発、生産 (中国南海珠江口沖)
日本海洋石油資源開発株	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探 鉱開発、生産

- (注) 1. 株ジャペックスリビアは平成19年6月13日付にて9億円(うち資本金への充当額は4億5千万円)、平成19年8月27日付にて15億円(うち資本金への充当額は7億5千万円)の増資を行いました。
2. 株ジャペックスBlock Aは平成20年1月11日付にて2億円(うち資本金への充当額は1億円)の増資を行いました。
3. 株ジャペックスフィリピンは平成19年10月10日付にて25億円(うち資本金への充当額は12億5千万円)、平成20年2月28日付にて13億円(うち資本金への充当額は6億5千万円)、さらに平成20年4月15日付にて8億円(うち資本金への充当額は4億円)の増資を行い、資本金が29億円となりました。

4. ㈱ジャベックスブトンは平成19年10月18日付にて1億5千万円（うち資本金への充当額は7千5百万円）、平成20年2月21日付にて1億6千万円（うち資本金への充当額は8千万円）の増資を行いました。
5. JAPEX (U.S.) Corp. は、平成19年6月27日付にて10,000千米ドル、平成19年11月1日付にて10,000千米ドルの有償減資を行いました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容 (対象地域)
東北天然ガス(株)	300	45.0	天然ガス、石油系燃料の購入、販売
J J I S & N B. V. (ジェージェーアイ エスアンドエヌ社)	(千ユーロ) 36,883	41.7 (62.5)	石油資源の開発、生産 (イラン・イスラム共和国海上)
㈱テルナイト	98	39.8	掘削用調泥剤の製造販売、泥水技術サービス
㈱ユニバースガスアンドオイル	9,443	33.4 (40.1)	石油資源の開発、生産 (インドネシア共和国カリマンタン島東部)
日本海洋掘削(株)	4,000	33.8	海洋における石油資源の掘削請負
北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱	30	33.0	九州地方における液化天然ガスの輸送、販売
Energi Mega Pratama Inc. (エネルギーメガプラタマ社) (平成19年5月16日株式取得)	(千米ドル) 52,000	25.0	石油資源の開発、生産 (インドネシア共和国ジャワ島東部海域)

(注) 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

④ その他重要な出資会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容 (対象地域)
サハリン石油ガス開発(株)	22,592	14.5 (28.9)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)
国際石油開発帝石ホールディングス(株)	30,000	11.3 (16.0)	石油資源の探鉱開発、生産を行う企業グループの経営管理

(注) 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

(4) 対処すべき課題

近年の原油をはじめとする天然資源の価格高騰、地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化や、電気事業法及びガス事業法の改正に伴う規制緩和の進展に伴い、当社を取り巻く経営環境は急速に変動しております。こうした経営環境のもとで、当社グループは、長期的視点に立った重点経営課題とその達成に向けた取り組み方針を明確化することにより、企業価値のより一層の向上を目指すため、今般、平成21年3月期を初年度とする5ヵ年間の中期事業計画を策定致しました。

【探鉱・開発の効率的実施と新規鉱量の発見】

生産・販売により減少する埋蔵量を維持・拡大し、長期に亘り安定的な石油・天然ガスの供給体制の更なる整備を図ることは、探鉱・開発・販売を事業の骨格とする当社において最も重要な課題です。

大きなリスクを伴う石油・天然ガスの探鉱・開発事業分野において、有望プロジェクトの発掘に努め、効率的な探鉱を実施することにより、石油・天然ガスの新規埋蔵量の発見・確保の実現を目指します。

特に、現在の当社収益の最大の源泉であり価格競争力のある国内埋蔵量の拡大を図るため、国内における石油・天然ガスの探鉱開発の再構築を重点課題として引続き積極的な探鉱開発活動を行うとともに、投資のバランスを考慮しつつ、海外における権益の獲得を通じ新たな収益基盤を確立します。

国内：

北海道、秋田、新潟地域において、地質的ポテンシャル、発展性、経済効果等を勘案するとともに、「大規模ガス埋蔵量の追加を目指した探鉱」と「既存油ガス田周辺でのフィールドグロースを指向した探鉱」を効率よく組み合わせることにより、計画的な探鉱を実施します。

「大規模ガス埋蔵量の発見を目指した探鉱」の対象としては、北海道道央南部・同南方海域の勇払型の構造及び新潟地域におけるグリーンタフ層等を考えております。これらの地質リスクは相対的に高いものの、成功により大幅な埋蔵量の追加が期待されることから、これまでに進めてきた地震探鉱結果を踏まえ、早期の試掘実施に向け重点的な取り組みを行います。

「フィールドグロースを指向する探鉱」の対象としては、北海道勇払地域、秋田県湖西地域及び由利原・鮎川地域、新潟県北蒲原地域及び東新潟沖～岩船沖周辺等を検討しております。個々の油ガス田周辺に想定される埋蔵量は相対的に中規模のものが多く一方、地質リスクが低く、埋蔵量の追加が短期間で収益に結びつけられることから、既存フィールドの生産状況や共同事業者の費用負担を勘案しつつ、作業量を平準化して探鉱を実施します。

海外：

国内埋蔵量の拡大努力の継続に加え、海外事業においても埋蔵量・生産量と収益の拡大を図ることが、長期的に安定した経営基盤を確立するため重要です。

このため、インドネシアを中心とする東南アジア、カナダ、中東、北アフリカ、サハリンを重点地域とし、当該地域内における事業発掘に集中して経営資源を投入するとともに、安定した埋蔵量、生産量ならびに収益の確保を目指すため、相対的にリスクが低く投資回収までの期間が短い生産中及び既発見未開発案件等への取り組みと、相対的に高いリターンが期待され事業期間も長い探鉱案件への取り組みのバランスに配慮した投資ポートフォリオを構築します。

また、当社国内天然ガス供給事業における将来的なLNG追加調達ニーズを勘案しつつ、重点地域を中心とするLNGの上・中流プロジェクトへの参加機会の発掘に努めます。

こうした取り組みを通じ、当社の収益基盤の源泉である保有埋蔵量について、平成19年3月期末現在の数量（原油換算約1.7億バレル）を平成25年3月期末までに約2倍（原油換算3.5億バレル）に引き上げることを目指します。

【効率的な天然ガス一貫操業システムの強化】

大競争時代を迎えたエネルギー市場で当社が更なる発展を遂げるためには、規制緩和の進展と地球環境問題への意識の高まりに伴う天然ガスビジネスの環境変化に対応して、天然ガス需要家に対する供給事業者としての責務を果たすだけでなく、より多くの需要家の幅広い要望と期待に応えられる能力を一層強化し、天然ガスをより魅力的な形で供給することが必要不可欠です。

このため、当社は主力事業分野である天然ガス供給事業において、上流（探鉱・開発）、中流（輸送・貯蔵）、下流（大口供給、卸供給等）までを効率的な一貫操業システムとする「ガスインテグレーション」を推進し、当社のファシリティと各種サービス機能とを有機的に結合した天然ガスビジネスモデルの構築を通じて、他のガス供給事業者との差別化を図ります。

具体的には、国内埋蔵量の拡充はもとより国内埋蔵量を補填するための海外ガスソースの更なる導入推進、上流部門を保有する当社の独自性を活かした輸送・地下貯蔵ネットワークの確立、新規パイプラインの拡充等を通じた当社の天然ガスパイプライン沿線における拡販への取り組み等を一層強化するとともに、パイプライン未整備地域へのLNGサテライト供給により、広範囲な天然ガスの普及促進に努めます。また、従来からの地方都市ガス事業者との共存共栄の基本原則のもと、卸供給先である地方都市ガス事業者との協調発展を図ります。

さらに、収益源の多様化と一層の利益拡大を図るためには、天然ガスの供

給システム自体を新たな収益基盤として発展させることが重要であり、ガス事業法の改正に伴う天然ガスパイプラインの第三者への開放を将来の重要なビジネスチャンスと位置付けるとともに、今後の天然ガス利用技術の進歩に向け、天然ガスの主成分であるメタンから液体燃料を生成する技術（G T L : Gas To Liquids）、DME（ジメチルエーテル）の製造技術等の研究開発に積極的に取り組み、環境ビジネスとの融合等を通じた天然ガス供給方法の多様化を目指します。

以上の基本方針を踏まえつつ、特に天然ガス国内販売については、昨今の原油及び石油製品価格の高騰による天然ガスの相対的な価格優位性の顕在化に伴い、産業用需要家からの需要が急増していることから、国産ガスの供給能力拡充を図る設備投資と海外L N Gの買い増しによる対応を図るとともに、輸入L N G・C I F 価格水準に見合った当社ガス販売価格の適正化に取り組みます。

さらに、こうした需給環境のもとで今後の長期的な持続的発展を目指すため、2010年代後半を目途にL N G 上流権益の獲得等を通じた新たなL N G ソースの確保を目指すことにより、L N G 上流部門における収益基盤の構築を図るとともに、国内での積極的なガス拡販を進め、平成25年3月期の国内天然ガス販売量として平成20年3月期実績より約3億 m^3 増の20億 m^3 （L N G サテライトを含む）を目指します。

【技術研究開発及び環境問題への取り組み】

地球環境問題が深刻化する中で、環境にやさしい天然ガスの供給企業である当社としても、環境への貢献は当然の責務として、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、より包括的な取り組みを行う所存です。

具体的には、天然ガス供給の高付加価値化や当社グループが保有する技術の環境事業分野への適用への取り組みを進め、G T L、DMEの製造技術開発、石油・天然ガス鉱業の技術を応用したCO₂地下貯留（C C S）技術開発、メタンハイドレート開発技術等の新分野にも積極的に取り組みます。

また、バイオカーボンファンドや国内での植林事業への参加・資金拠出等を通じた社会的な環境保全活動への貢献拡大を図ります。

当社グループは、このような取り組みを通じて事業基盤及び競争力の一層の強化に努め、徹底した経営効率化を進めることにより、企業グループとしての持続的発展と株主価値の最大化を図る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、石油・天然ガス関連事業として原油・天然ガス、請負及びその他の3部門に係る事業を主として行っております。

事業部門		
石油・天然ガス 関連事業	原油・天然ガス	・原油・天然ガスの探鉱開発、生産、仕入、販売（LNG及びピチューメンに関する事業を含む）
	請負	・坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負
	その他	・LPG、C重油等の石油製品及びガス製品の製造、販売等 ・原油、天然ガス及びLNGの受託輸送

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

[石油・天然ガス関連事業]

① 原油・天然ガス事業

当社 本社	東京都千代田区	
日本海洋石油資源開発(株) 本社	東京都千代田区	
国内事業拠点	当社 札幌鉱業所	北海道札幌市
	秋田鉱業所	秋田県秋田市
	長岡鉱業所	新潟県長岡市
	日本海洋石油資源開発(株)新潟鉱業所	新潟県新潟市
	白根瓦斯(株)	新潟県燕市
海外事業拠点	当社 ロンドン事務所	英国ロンドン市
	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ
	ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市
	北京事務所	中華人民共和国北京市
	ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
	カナダオイルサンド(株)	カナダアルバータ州カルガリー市
	新南海石油開発(株)	中華人民共和国広東省深圳市
	(株)ジャベックスリビア	リビア トリポリ市
	(株)ジャベックスフィリピン	フィリピン共和国マニラ市
(株)ジャベックスブトン	インドネシア共和国ジャカルタ市	
研究開発拠点	当社 技術研究所	千葉県千葉市

② 請 負 事 業

国内事業拠点	(株)地球科学総合研究所	東京都文京区
	(株)物理計測コンサルタント	東京都千代田区
	エスケイエンジニアリング(株)	東京都千代田区
	(株)ジャベックスパイブライン	新潟県長岡市
	北日本防災警備(株)	新潟県新潟市

③ そ の 他 事 業

国内事業拠点	エスケイ産業(株)	東京都港区
	北日本オイル(株)	山形県酒田市
	秋田県天然瓦斯輸送(株)	秋田県秋田市

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,622 (396) 名	+65 (+14) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
765 (147) 名	-17 (+8) 名	39.9歳	18.2年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数の算出に当たっては、使用人のうち他社からの出向者等（41名）を除外しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン（注）1	7,000百万円
日 本 政 策 投 資 銀 行	6,222
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,992
シンジケートローン（注）2	2,250
日 本 生 命 (相)	2,000
(株) み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,993

(注) 1. メリルリンチ日本ファイナンス(株)をエージェントとし、三井生命保険(株)、(株)西日本シティ銀行他4社からのローンにより構成される協調融資です。

2. (株)みずほコーポレート銀行をエージェントとし、(株)大垣共立銀行他2社からのローンにより構成される協調融資です。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度中、記載すべき事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成20年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 57,154,776株
- ③ 株主数 19,571名
- ④ 大株主及びその持株数

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
経済産業大臣	19,432,724株	34.00%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2,855,359	5.00
帝国石油(株)	2,847,612	4.98
JFEエンジニアリング(株)	1,848,012	3.23
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,499,700	2.62
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	1,031,750	1.81
(株)みずほコーポレート銀行	920,152	1.61
新日本石油精製(株)	872,456	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	772,500	1.35
新日本石油(株)	763,400	1.34

- (注) 1. 発行済株式の総数の10分の1以上の数を保有する大株主1名を含め上位10位の株主を記載しております。
2. 経済産業大臣の保有株式9,111,000株につき、平成19年6月15日を受渡期日として、売出しが行われました。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
* 1 代表取締役社長	棚 橋 祐 治	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長 カナダオイルサンド(株)代表取締役会長
* 2 代表取締役副社長	渡 辺 修	
* 2 代表取締役副社長	寒河井 正	環境保安室担当 カナダオイルサンド(株)代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)取締役 新南海石油開発(株)取締役 (株)ジャベックスリビア取締役 (株)ジャベックスBlackA取締役
* 2 代表取締役副社長	鈴 木 勝 王	海外本部長 カナダオイルサンド(株)取締役
* 2 専務取締役	香 田 忠 維	営業本部長、秘書室担当、東北天然ガス(株)取締役 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)取締役 サハリン石油ガス開発(株)取締役
* 2 専務取締役	讃 良 紀 彦	探鉱本部長、技術研究所担当 (株)ジャベックスリビア代表取締役社長 (株)ジャベックスブトン代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)取締役 (株)ジャベックスフィリピン取締役
* 2 専務取締役	佐 藤 弘	総務部、経理部担当 サハリン石油ガス開発(株)監査役 国際石油開発帝石ホールディングス(株)監査役
* 2 常務取締役	市 川 信 三	資材部担当
* 2 常務取締役	服 部 昌 樹	長岡鉱業所長 (株)ジャベックスパイプライン代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)取締役
* 2 常務取締役	石 井 正 一	企画室、ガス導管事業室、広報IR部担当
* 2 常務取締役	吉 田 恒 夫	開発本部長、(株)ジャベックスフィリピン取締役 (株)ジャベックスブトン取締役
* 2 常務取締役	揖 斐 敏 夫	札幌鉱業所長
* 2 常務取締役	斉 藤 満	人事部担当、(株)ジャベックスリビア監査役
* 2 常務取締役	太 田 陽 一	探鉱本部副本部長、情報システム部担当 (株)ジャベックスフィリピン取締役 (株)ジャベックスブトン取締役
取 締 役	河 上 和 雄	弁護士
常勤監査役	和 角 清	
常勤監査役	杉 浦 勉	
監 査 役	角 谷 正 彦	
監 査 役	池 田 輝三郎	

(注) 1. 取締役 渡辺 修、揖斐敏夫、斉藤 満、太田陽一、河上和雄は、平成19年6月25日開催の定時株主総会で新たに就任いたしました。

2. 取締役 若杉和夫は、平成19年5月31日付で辞任いたしました。
3. 取締役 栗野哲男は、平成19年6月25日付で退任いたしました。
4. 取締役 河上和雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 角谷正彦及び池田輝三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役 角谷正彦は、大蔵省（現 財務省）等での行政執行の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 池田輝三郎は、銀行における経理部門での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は平成17年6月24日付で執行役員制度を導入いたしております。
 - * 1：代表執行役員を兼任しております。
 - * 2：執行役員を兼任しております。
 なお、取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
常務執行役員	中 村 元	エスケイエンジニアリング(株)代表取締役社長
常務執行役員	藤 井 健	環境エンジニアリング事業推進室担当
常務執行役員	松 本 潤 一	開発本部副本部長
常務執行役員	中 山 一 夫	探鉱本部長補佐
常務執行役員	森 谷 信 明	日本海洋石油資源開発(株)取締役新潟鉱業所長
執 行 役 員	大 原 敏 廣	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役副社長
執 行 役 員	小 椋 伸 幸	(株)ジャペックスリビア代表取締役副社長
執 行 役 員	内 田 真 人	(株)地球科学総合研究所代表取締役社長
執 行 役 員	宮 入 誠	技術研究所長
執 行 役 員	三 樹 正 美	エスケイ産業(株)代表取締役社長 北日本オイル(株)代表取締役社長
執 行 役 員	水 野 二 三 夫	(株)地球科学総合研究所常務取締役
執 行 役 員	井 上 圭 典	カンゲアン エナジー インドネシア社 President&General Manager
執 行 役 員	大 和 谷 均	営業本部副本部長
執 行 役 員	今 里 博 教	秋田鉱業所長

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	15名	570百万円
監 査 役	4	71
合 計 (うち社外役員)	19 (3)	641 (43)

(注) 当事業年度に在籍した取締役及び監査役（平成19年6月25日開催の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたもの）につき、当事業年度中に支給あるいは引当てられた役員報酬、役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金からなっております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 取締役 河上 和雄

- ・社外取締役の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）
記載すべき事項はありません。
- ・主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
取締役会は10回開催中9回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。
- ・当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

ロ. 監査役 角谷 正彦

- ・社外監査役の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）
株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外監査役
みずほ証券株式会社 社外監査役
株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 社外監査役
株式会社日本経済新聞社 社外監査役
平和不動産株式会社 社外監査役
株式会社プロネクサス 社外監査役

- ・主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
取締役会は15回開催中11回出席し、監査役会は9回開催中全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。
- ・当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

ハ. 監査役 池田 輝三郎

- ・社外監査役の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）
記載すべき事項はありません。
- ・主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
取締役会は15回開催中14回出席し、監査役会は9回開催中全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。
- ・当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社の国内子会社につきましても新日本監査法人が会計監査人となっております。なお、当社の海外子会社のうち、Japex (U.S.) Corp. は、Pricewaterhouse Coopersの監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

平成19年6月に行われました当社株式の売出しに関するコンフォートレターの作成並びに内部統制に係る助言及び指導を依頼しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合、会計監査人を解任する議案または新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に付議するか否かにつき検討することとし、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいてこれを付議するものとします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会規程及び取締役会決議基準のもと、各取締役がその責任と権限に基づき取締役会に付議、報告することにより取締役間の相互牽制を働かせるとともに、必要に応じ監査役が取締役会で意見を述べる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、各種契約書その他業務の執行状況を示す主要な文書を保存するものとし、詳細については、文書取扱規程による。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
与信管理規程、市場リスク管理・デリバティブ取引規程のほか各種緊急対策要領を再点検し、必要に応じてリスク管理の観点からマニュアル等を作成する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会付議案件を事前に常務会で審議のうえ、原則として毎月取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、決裁・承認規程に基づく権限委譲により効率的に執行する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各部署ごとに各種業務規程、マニュアルに基づく管理を行うとともに、監査室により内部統制の有効性を監査し、その結果を社長に報告する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部統制委員会において親会社の内部統制方針を主要グループ会社に示すとともに、関連会社管理要領に基づきグループ会社の経営管理を行う。また、親会社の監査室により定期的に主要グループ会社の監査を行う。
- ⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役会事務局として1名以上を指名し、監査役会の指示によりその職務を行う。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得る。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役会で月次の業務報告を行うとともに、稟議書を監査役に回付する。
また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査室及び会計監査人は監査役に対し定期的に情報を提供する。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するため、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決定いたしました。

本対応策の内容の詳細については、株主総会参考書類53頁から70頁に記載の第6号議案をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	89,008	流 動 負 債	38,857
現金及び預金	27,794	支払手形及び買掛金	13,469
受取手形及び売掛金	25,865	未払法人税等	1,414
有価証券	17,724	役員賞与引当金	102
たな卸資産	10,492	災害損失引当金	487
繰延税金資産	2,295	そ の 他	23,382
そ の 他	4,846	固 定 負 債	133,862
貸倒引当金	△ 10	長期借入金	21,922
固 定 資 産	531,937	繰延税金負債	101,477
有形固定資産	141,162	退職給付引当金	5,272
建物及び構築物	54,722	役員退職慰労引当金	511
坑 井	18,751	廃鋳費用引当金	4,126
機械装置及び運搬具	35,046	事業損失引当金	310
土 地	15,305	そ の 他	241
建設仮勘定	12,893	負 債 合 計	172,720
そ の 他	4,443	純 資 産 の 部	
無形固定資産	6,179	株 主 資 本	259,506
の れ ん	2,092	資 本 金	14,288
そ の 他	4,086	利 益 剰 余 金	245,225
投資その他の資産	384,595	自 己 株 式	△ 7
投資有価証券	376,137	評価・換算差額等	180,346
長期貸付金	7,489	その他有価証券評価差額金	179,629
長期未収入金	2,065	繰延ヘッジ損益	△ 0
繰延税金資産	749	為替換算調整勘定	716
そ の 他	5,872	少 数 株 主 持 分	8,373
貸倒引当金	△ 97	純 資 産 合 計	448,226
海外投資等損失引当金	△ 7,621	負 債 純 資 産 合 計	620,946
資 産 合 計	620,946		

連結損益計算書

〔自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		207,638
売 上 原 価		143,682
売 上 総 利 益		63,955
探 鉱 費		13,559
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,770
営 業 利 益		19,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,606	
受 取 配 当 金	5,184	
有 価 証 券 売 却 益	85	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,193	
海 外 投 資 等 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,110	
事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	291	
そ の 他	1,580	12,051
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	313	
有 価 証 券 売 却 損	172	
有 価 証 券 評 価 損	1,578	
廃 鉱 費 用 引 当 金 繰 入 額	748	
為 替 差 損	1,242	
そ の 他	375	4,430
経 常 利 益		27,247
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1	
固 定 資 産 売 却 益	1	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	218	
震 災 復 旧 費 用	709	
そ の 他	18	945
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		26,305
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,165	
法 人 税 等 調 整 額	△ 738	5,426
少 数 株 主 利 益		780
当 期 純 利 益		20,097

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成19年4月1日〕
〔至 平成20年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成19年3月31日残高	14,288	227,413	△5	241,696	168,234	55	707	168,997	8,234	418,929	
連結会計年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当		△ 2,286		△ 2,286						△ 2,286	
当 期 純 利 益		20,097		20,097						20,097	
自 己 株 式 の 取 得			△1	△ 1						△ 1	
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					11,394	△56	9	11,348	138	11,487	
連結会計年度中の変動額合計	-	17,811	△1	17,810	11,394	△56	9	11,348	138	29,297	
平成20年3月31日残高	14,288	245,225	△7	259,506	179,629	△ 0	716	180,346	8,373	448,226	

(百万円未満は切捨表示)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

20社

主要な連結子会社の名称については、「事業報告 1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、ジャワ石油㈱は当連結会計年度において清算終了したため、連結子会社の数から除いております。ただし、清算日までの損益計算書について連結しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数

0社

② 持分法適用の関連会社数

10社

- ・主要な持分法適用の会社の名称

㈱ユニバースガスアンドオイル、日本海洋掘削㈱、Energi Mega Pratama Inc.

なお、Energi Mega Pratama Inc. 及びその子会社であるKangean Energy Indonesia Ltd. (EMP Kangean Ltd. より社名変更)、EMP Exploration (Kangean) Limited. の計3社については、当連結会計年度においてEnergi Mega Pratama Inc. の株式を新規取得したことにより持分法の適用範囲に含めております。

③ 持分法を適用していない非連結子会社（セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited他）及び関連会社（大和探査技術㈱、天然ガス自動車北海道㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑤ 持分法適用会社の投資差額につきましては、20年以内で均等償却することとしております。なお金額に重要性がない場合には発生時に一時償却しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JAPEX (U.S.) Corp.、新南海石油開発(株)、Japan Canada Oil Sands Limited、(株)ジャベックスリビア、(株)ジャベックスBlockA、(株)ジャベックスフィリピン他2社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

移動平均法による原価法

時価のないもの

時価法

・デリバティブ

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・たな卸資産

主として先入先出法

商品及び製品

主として移動平均法

原材料及び貯蔵品

（会計方針の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,195百万円減少しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産

主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、札幌鉱業所の生産、販売用資産（管理用資産を除く）、並びに国内連結子会社2社は、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社2社は主として生産高比例法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

坑井 3年

機械装置及び運搬具 2～20年

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益は309百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ310百万円減少しております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより営業利益は340百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ346百万円減少しております。

・無形固定資産

主として定額法を採用しておりますが、国内連結子会社1社は生産高比例法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

・開 発 費

発生時に全額を費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

・退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

することとしております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度から費用処理しております。

・ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

・ 海外投資等損失引当金

資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

・ 廃鉱費用引当金

今後発生する廃鉱費用に備えるため、主として廃鉱計画に基づき当該費用の見積り額を期間を基準に計上しております。

・ 事業損失引当金

連結子会社の活動に伴う損失に備えるため、各社の財政状態の実情を個別に勘案し、損失発生見込額を計上しております。

・ 災害損失引当金

新潟県中越沖地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積り額を計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

・ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

・ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、外貨預金

・ ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入金、株式購入代金、買掛金
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外貨建債権債務の為替リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。

・ ヘッジ有効性評価の方法

当社グループの行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重

要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。

- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ・消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 - ・請負工事収入の計上基準 長期の大規模工事（工期1年超、請負金額30億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、原則として5年間で均等償却することとしております。
- (7) 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（平成19年7月4日改正）58項但し書きにより、優先劣後等のように質的に分割され、且つ保有者が複数である信託受益権は有価証券とみなすこととされたことに伴い、前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました信託受益権を、当連結会計年度より「投資有価証券」に計上しております。

この変更により、「投資有価証券」は149百万円増加し、投資その他の資産の「その他」は同額減少しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示されておりました「有価証券評価損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「有価証券評価損」の金額は、54百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は177,788百万円であります。
- (2) 偶発債務として次の銀行借入等に対する保証債務があります。

	百万円
サハリン石油ガス開発㈱	15,020
インペックス北カスピ海石油㈱	2,826
従業員（住宅資金借入）	1,397
東北天然ガス㈱	1,174
合 計	20,418

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	57,154,776株	—	—	57,154,776株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- 平成19年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,143百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月26日

- 平成19年11月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,143百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	平成19年9月30日
効力発生日	平成19年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額	1,143百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 7,696円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 351円65銭 |

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	50,194	流 動 負 債	27,328
現金及び預金	3,681	買掛金	12,002
売掛金	19,906	一年内返済長期借入金	2,278
有価証券	11,015	未払金	4,653
商品	7	未払費用	7,224
製品	3,809	未払法人税等	453
原材料	2,437	預り金	141
貯蔵品	2,457	役員賞与引当金	87
前渡金	0	災害損失引当金	487
前払費用	423	固 定 負 債	131,326
繰延税金資産	2,117	長期借入金	21,922
未収収益	81	繰延税金負債	101,370
関係会社短期貸付金	885	退職給付引当金	4,628
未収入金	876	役員退職慰労引当金	460
立替金	1,721	廃鉦費用引当金	2,917
その他	772	その他	27
固 定 資 産	517,275	負 債 合 計	158,655
有形固定資産	118,783	純 資 産 の 部	
建築物	8,207	株 主 資 本	229,023
構築物	39,892	資本金	14,288
坑井	15,361	利益剰余金	214,742
機械装置	26,796	利益準備金	3,572
船舶	2	その他利益剰余金	211,170
車輻運搬具	8	海外投資等損失準備金	399
工具器具備品	2,412	探鉱準備金	17,800
土地	12,761	特別償却準備金	96
建設仮勘定	11,807	固定資産圧縮積立金	295
掘さく仮勘定	1,533	探鉱投資等積立金	47,246
無形固定資産	1,282	別途積立金	131,600
借地権	178	繰越利益剰余金	13,732
ソフトウェア	880	自 己 株 式	△ 7
その他	223	評価・換算差額等	179,791
投資その他の資産	397,209	その他有価証券 評価差額金	179,791
投資有価証券	330,139	純 資 産 合 計	408,814
関係会社株式	76,017	負 債 純 資 産 合 計	567,469
長期貸付金	926		
関係会社長期貸付金	11,469		
長期前払費用	1,566		
関係会社長期未収入金	1,701		
その他	2,664		
貸倒引当金	△ 64		
海外投資等損失引当金	△ 27,212		
資 産 合 計	567,469		

損 益 計 算 書

〔 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成20年 3 月 31 日 〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		171,563
売 上 原 価		124,244
売 上 総 利 益		47,319
探 鉱 費		6,135
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,623
営 業 利 益		18,560
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	645	
有 価 証 券 利 息	342	
受 取 配 当 金	5,761	
そ の 他	974	7,724
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	310	
有 価 証 券 評 価 損	1,417	
海 外 投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,500	
廃 鉱 費 用 引 当 金 繰 入 額	532	
為 替 差 損	1,437	
そ の 他	361	8,559
経 常 利 益		17,726
特 別 利 益		
残 余 財 産 分 配 益	194	194
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	125	
震 災 復 旧 費 用	717	843
税 引 前 当 期 純 利 益		17,077
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,517	
法 人 税 等 調 整 額	△ 719	2,798
当 期 純 利 益		14,279

株主資本等変動計算書

〔自 平成19年 4月 1日〕
〔至 平成20年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本											株主資本計
	資本金	利 益 剰 余 金									自己株式	
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利益剰余金計			
	利益準備金	海外投資等 損失準備金	探鉱準備金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	探鉱投資 等積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金計			
平成19年 3月 31日 残高	14,288	3,572	399	16,100	120	306	47,246	120,600	14,403	202,749	△5	217,032
事業年度中の変動額												
探鉱準備金積立額				5,200					△ 5,200			-
探鉱準備金取崩額				△ 3,500					3,500			-
特別償却準備金取崩額					△ 24				24			-
固定資産圧縮積立金取崩額						△ 11			11			-
別途積立金の積立て								11,000	△11,000			-
剰余金の配当									△ 2,286	△ 2,286		△ 2,286
当期純利益									14,279	14,279		14,279
自己株式の取得											△1	△ 1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,700	△ 24	△ 11	-	11,000	△ 671	11,993	△1	11,991
平成20年 3月 31日 残高	14,288	3,572	399	17,800	96	295	47,246	131,600	13,732	214,742	△7	229,023

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年 3月 31日 残高	167,913	44	167,957	384,989
事業年度中の変動額				
探鉱準備金積立額				-
探鉱準備金取崩額				-
特別償却準備金取崩額				-
固定資産圧縮積立金取崩額				-
別途積立金の積立て				-
剰余金の配当				△ 2,286
当期純利益				14,279
自己株式の取得				△ 1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	11,877	△44	11,833	11,833
事業年度中の変動額合計	11,877	△44	11,833	23,825
平成20年 3月 31日 残高	179,791	-	179,791	408,814

(百万円未満は切捨表示)

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品及び製品

先入先出法

・原材料及び貯蔵品

移動平均法

（会計方針の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,191百万円減少しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、札幌鉱業所の生産、販売用資産（管理用資産を除く）及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の資産については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 3～60年

坑井 3年

機械装置 2～13年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ231百万円減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより営業利益は276百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ277百万円減少しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

開発費 発生時に全額を費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、期末における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生

の翌年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 海外投資等損失引当金

資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

⑥ 廃鉱費用引当金

今後発生する廃鉱費用に備えるため、廃鉱計画に基づき当該費用の見積り額を期間を基準に計上しております。

⑦ 災害損失引当金

新潟県中越沖地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、期末における見積り額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

長期の大規模工事（工期1年超、請負金額30億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、外貨預金
ヘッジ対象…借入金、株式購入代金、買掛金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外貨建債権債務の為替リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社の行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(9) 表示方法の変更

(貸借対照表)

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（平成19年7月4日改正）58項但し書きにより、優先劣後等のように質的に分割され、且つ保有者が複数である信託受益権は有価証券とみなすこととされたことに伴い、前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました信託受益権を、当事業年度より「投資有価証券」に計上しております。この変更により、「投資有価証券」は149百万円増加し、投資その他の資産「その他」は同額減少しております。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示されておりました「有価証券評価損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。

なお、前事業年度の「有価証券評価損」の金額は、54百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は152,949百万円であります。
- (2) 偶発債務として次の銀行借入等に対する保証債務があります。

	百万円
サハリン石油ガス開発㈱	15,020
インベックス北カスピ海石油㈱	2,826
従業員（住宅資金借入）	1,397
東北天然ガス㈱	1,174
合 計	20,418

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務

	百万円
短期金銭債権	1,818
長期金銭債権	102
短期金銭債務	4,084

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

	百万円
営業取引による取引高	
売上高	9,432
仕入高	19,306
営業取引以外の取引による取引高	543

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,224株	183株	一株	1,407株

(注) 普通株式の自己株式数の増加183株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

百万円

繰延税金資産	
海外投資等損失引当金限度超過額	5,930
退職給付引当金限度超過額	1,675
減価償却費限度超過額	1,494
たな卸資産過年度費用否認額	969
投資有価証券評価損否認額	1,121
廃鉦費用引当金有税引当額	1,056
その他	3,604
繰延税金資産小計	15,853
評価性引当額	△ 3,317
繰延税金資産合計	12,535
繰延税金負債	
探鉦準備金	△ 9,888
海外投資等損失準備金	△ 227
固定資産圧縮積立金	△ 167
特別償却準備金	△ 54
その他有価証券評価差額金	△101,366
その他	△ 84
繰延税金負債合計	△111,788
繰延税金負債の純額	△ 99,252

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	126	63	63
車 輛 運 搬 具	290	146	143
工 具 器 具 備 品	20	13	6
合 計	437	223	213

(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

		百万円
1	年 内	108
1	年 超	104
合 計		213

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子 会 社 等

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	白根瓦斯㈱ (注1)	3,000	ガスの製造、供給及び販売	(所有)直接 100.00	役員 7名	当社ガスの仕入及び供給	資金の貸付	-	関係会社 短期貸付金	570
									関係会社 長期貸付金	4,490
関連会社	Energi Mega Pratama Inc. (注2)	千米ドル 52,000	石油資源の探鉱開発、生産	(所有)直接 25.00	役員 1名	-	増資の引受	21,219	-	-

(注1) 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間概ね12年、概ね3年据置き、年賦返済としております。

なお担保は受け入れておりません。

(注2) Energi Mega Pratama Inc. が行った新株の発行を当社が引き受けたものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	7,152円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	249円84銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月19日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋 祐治 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 尾 仁 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 湯 本 堅 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 古 杉 裕 亮 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月19日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋 祐治 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 尾 仁 之 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 湯 本 堅 司 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 古 杉 裕 亮 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項並びに第3項に定める事項）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月19日

石油資源開発株式会社 監査役会

常勤監査役 和 角 清 ⑩

常勤監査役 杉 浦 勉 ⑩

社外監査役 角 谷 正 彦 ⑩

社外監査役 池 田 輝三郎 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を尊重しつつ、新規埋蔵量の確保を目指した投資並びにパイプラインをはじめとする輸送システム等の整備に向けた内部留保を考慮した上で、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

第38期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金20円
配当総額 金1,143,067,380円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成20年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 10,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 10,000,000,000円

第2号議案 定款中一部変更の件

1. 変更の理由

当社取締役会は、第6号議案（当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件）の1.に記載する理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

もともと、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものです。

以上のような考えに基づき、定款変更案第13条第1項及び第2項は、株主総会決議に基づき買収防衛策を導入できるようにするものです。なお、会社法においては、定款に別段の定めがない限り、取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てを行うことができるとされています（会社法第278条第3項本文）、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行うこととするか、又は、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権の無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。そこで、株主総会の決議により買収防衛策を導入できるものとした上で、新株予約権の無償割当てについて、上記①及び②の方法によることが可能となるように、会社法第278条第3項但書に基づく根拠規定を設けさせていただくものであります。

定款変更案第13条第3項は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、当該一定の者とそれ以外の者として取扱いを別にする取得条項等を定めることから、この旨を予め明らかにするものです。

2. 変更の内容

下記対照表の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新 設]</p> <p>第13条 (招集) ～ 第43条 (配当金の除斥期間) [省 略]</p>	<p>(買収防衛策)</p> <p>第13条 本会社は、株主総会の決議により、<u>買収防衛策を導入することができる。</u> <u>なお、「買収防衛策」とは、本会社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせず、新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u></p> <p>2. <u>本会社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3. <u>本会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>1. 買収防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>2. 本会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とは別異に取扱うことができること</u></p> <p>第14条 (招集) ～ 第44条 (配当金の除斥期間) [現行どおり]</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 寒河井 正氏は辞任いたしますので、これを補うため取締役1名を選任し、また経営基盤の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、あわせて新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	松本 潤一 (昭和24年9月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成18年6月 〃 執行役員 平成19年6月 〃 常務執行役員開発本部副本部長 (現在に至る)	200株
2	小椋 伸幸 (昭和27年5月14日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年4月 〃 探鉱本部海外探鉱二部長 平成15年4月 〃 探鉱本部海外探鉱部長 平成18年6月 〃 執行役員 (現在に至る) 平成19年1月 (株)ジャベックスリビア代表取締役副社長 (現在に至る)	100

(注) 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 寒河井 正氏は退任されることとなりました。

つきましては、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
寒河井 正	平成9年6月 当社取締役生産部長 平成11年6月 〃 取締役長岡鉱業所長 平成14年6月 〃 常務取締役開発本部長 平成16年6月 〃 専務取締役開発本部長 平成17年2月 〃 専務取締役開発本部長 兼 海外本部副本部長 平成18年6月 〃 代表取締役副社長 (現在に至る) 平成19年1月 カナダオイルサンド(株)代表取締役社長 (現在に至る)

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役17名（社外取締役1名を含む）及び監査役4名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額87,000,000円（取締役分82,934,000円、監査役分4,066,000円）支給することといたしたく存じます。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成20年5月21日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。つきましては、第2号議案「定款中一部変更の件」が承認可決されることを条件として、変更後の当社定款第13条に基づき、本プランを導入すること及び下記3.「本プランの内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記2.の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。なお、買取者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、当社株券等の買取を実行してはならないものとしています。

(b) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買取を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買取者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者等の有していた当社の議決権割合は、最大約50%希釈化される可能性があります。

(c) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の判断を経るよう留保を付した場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを予定しています（その詳細については、下記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)をご参照ください。）。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて当社（取締役会及び独立委員会）に対して提出していただきます。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 当社の株券等の過去の取得状況の詳細、及び当社の株券等についての第三者との間の合意についての詳細（相手方、時期、内容を含みます。）
- ⑦ 買付等の後における当社の株主、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書（追加の情報を含みます。）の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) ①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等からの買付説明書及び追加的に提供を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、買付等が本プランに定める手続を遵守しているか否か、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する程度、株主総会を開催する時間的猶予等の諸事情を勘案した上、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間（延長された場合には延長後の期間を含む。以下同じ。）の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない合理的理由が存すると判断する場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、独立委員会が株主総会の承認を得るべき旨の留保を付したときは、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合（この場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告の趣旨を踏まえて本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する上記決議を行うものとします。）を除き、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(f) 取締役会の決議等に関する情報開示

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合又は株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項（上記(e) 但書の実務上株主総会の開催が著しく困難な場合にはその理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (g) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適當であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがある買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者¹⁰、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者¹¹、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記(I) ないし (IV) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI) 上記(I) ないし (V) に該当する者の関連者¹²（以下、(I) ないし (VI) に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができますものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランの導入時点における独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外

取締役1名、当社社外監査役1名及び社外の有識者1名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの導入時点における独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成20年5月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。とします。

以 上

- 1 「提案」には、勧誘行為も含むものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- 10 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 11 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、(ii) 当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、又は (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討

- ⑥ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑦ 当社取締役会に対する勧告の概要等についての情報開示
 - ⑧ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会が、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等からの買付説明書及び追加提供を求めた情報を受領した場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、買付者等から受領した情報を当社取締役会に対して開示することができる。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

河上和雄（かわかみ かずお）

（昭和8年4月26日生）

職 歴

昭和33年4月 検事任官
 昭和58年1月 東京地方検察庁特別捜査部長
 平成元年9月 最高検察庁公判部長
 平成3年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
 平成19年6月 当社取締役（現在に至る）

※河上和雄氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

角谷正彦（かどたに まさひこ）

（昭和11年2月14日生）

職 歴

昭和33年4月 大蔵省入省
 平成2年6月 国税庁長官
 平成6年12月 中小企業金融公庫総裁
 平成14年4月 ㈱みずほコーポレート銀行顧問
 平成15年6月 当社監査役（現在に至る）
 平成16年6月 ㈱みずほフィナンシャルグループ監査役（現在に至る）

※角谷正彦氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

坂田桂三（さかた けいぞう）

（昭和15年1月4日生）

職 歴

昭和41年4月 検事任官

昭和44年4月 日本大学法学部専任講師

昭和44年6月 弁護士登録（東京弁護士会）（現在に至る）

昭和49年7月 日本大学法学部助教授

昭和55年4月 同大学法学部教授（現在に至る）

平成18年7月 同大学法学部長（現在に至る）

平成18年7月 同大学理事（現在に至る）

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考) 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するQ&A

- * 本Q&Aは、株主総会参考書類としてではなく、本プランについてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集通知53頁以降及び当社の平成20年5月21日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照下さい。

Q 1. 当社による買収防衛策導入の目的は何ですか。

- A. 第6号議案にてご承認をお願いする本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様ご判断や当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉の機会等を確保するためのものです。

これにより、当社の企業価値の源泉である、当社が保有する、①高度な石油・天然ガス探査技術、②国内及び海外における油・ガス田開発技術及び操業ノウハウ、並びに、③国内における天然ガス輸送パイプラインネットワークの構築とこれを利用した長期・安定的な供給実績の積み重ねに基づく顧客・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、さらにはこれらに裏打ちされた、石油・天然ガス資源に係る鉱区権益を自ら取得し、探査、採掘、販売までを一貫して行うビジネスモデルが害されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

Q 2. 本プランの概要を説明して下さい。

- A. 本プランは、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライセンスプランです。具体的には、次のような内容を有しています。

- ① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、予め買付内容等の検討に必要な情報等及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。
- ② 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることがあります。
- ③ 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、外部専門家等の助言を独自に得た上で、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。
- ④ 買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経た上で、新株予約権の無償割当ての実施を決議することを予定しています。
- ⑤ 本プランを発動する場合に割当てられる新株予約権には、買付者等による権利行使は認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

Q3. 当社の買収防衛策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A. 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

項目	当社の買収防衛策
株主意思	<ul style="list-style-type: none"> ・本プランの導入に際しては、本総会の承認が必要。 ・本プランの発動の是非についても、本プランに定める一定の場合には株主総会の決議が必要。 ・有効期間満了前でも、株主総会において廃止する旨の決議がなされた場合、または取締役会で廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思を反映。
独立委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性の高い社外取締役等により構成される独立委員会を設置。 ・当初の独立委員会委員は、独立性の高い社外取締役1名、社外監査役1名及び社外有識者1名により構成。 ・防衛策の発動に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的な要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。 ・当社の費用で第三者専門家の助言を受けることが可能。
手続開始要件	20%以上の議決権保有、または20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等。
発動要件	合理的かつ客観的な要件の設定。
有効期間 (サンセット条項)	3年間
廃止	株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない）。
目的・発動要件・手続等情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会等において十分な情報開示を行う。
招集通知の発送	株主総会の3週間前である6月3日（火曜日）に発送。

Q 4. 本プランの導入によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A. 本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、本プランが発動されたときは、買付者等以外の株主の皆様には、新株予約権が無償で割り当てられます。新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様は、行使期間開始日後、行使価額である新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式の交付を受けることができます。

もっとも、当社が、新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使手続を行うことなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

Q 5. 新株予約権の無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A. ① 名義書換

当社取締役会または当社株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償で割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。ただし、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、それ以外の特段の手続を経ることなく、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使

新株予約権の無償割当てにより割り当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、権利行使期間内に、原則として、新株予約権の行使請求書（株主の皆様が買付者等に該当しないことを誓約していただく条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内

で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込んでいただきます。

③ 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得しますので、株主の皆様による行使の手続は不要ですが、ご自身が買付者等に該当しないことを誓約していただく条項等を含む当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

Q 6. 新株予約権の無償割当てにより割り当てられる新株予約権の行使条件のなかで、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者は本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A. まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を執る必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合等は、当該適用除外規定の要件を充足することを条件として、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権についても適用法令に従い当社による取得条項の発動による取得の対象となりますので、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされた場合には、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることとなります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

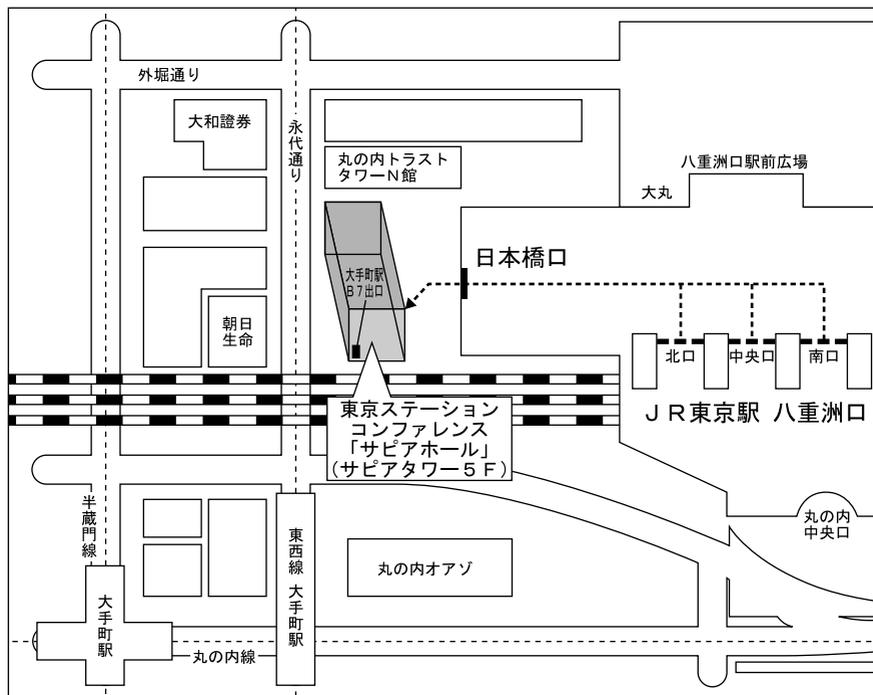
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
東京ステーションコンファレンス「サビアホール」(サビアタワー5階)
電話 03(6888)-8080(代表)



J R 東京駅 八重洲北口改札口より徒歩4分
新幹線専用改札口(日本橋)より徒歩2分
地下鉄 大手町駅B7出口より徒歩2分